

高齢者虐待防止法

(H18.4.1施行)

『高齢者の虐待防止，高齢者の養護者に対する支援等に関する法律』

- | | |
|---|--|
| <p>■ 目的 (法第1条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 高齢者虐待の防止 ② 高齢者虐待を受けた者の保護 ③ 養護者の負担軽減 | <p>■ 虐待の種類 (法第2条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 身体的虐待 ② 介護・世話の放棄・放任(ネグレクト) ③ 心理的虐待 ④ 性的虐待 ⑤ 経済的虐待 |
|---|--|

- **定義** (法第2条)
- 「高齢者」とは… **65歳以上の者**
- 「養護者」とは… **高齢者を現に養護する者であつて，養介護施設従事者等以外のもの**
- 「養介護施設従事者等」とは…
老人福祉法または介護保険法に規定する養介護施設，養介護事業において業務に従事する者
- ※ **業務時従事する者は，直接介護サービスを提供しない施設長や事務職員，介護職以外で直接高齢者と関わる職種も含む。**

3

養介護施設・養介護事業とは

| | 養介護施設 | 養介護事業 |
|------------|---|--|
| 老人福祉法による規定 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 老人福祉施設 ・ 有料老人ホーム | <ul style="list-style-type: none"> ・ 老人居宅生活支援事業 |
| 介護保険法による規定 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護老人福祉施設 ・ 介護老人保健施設 ・ 介護療養型医療施設 ・ 介護医療院 ・ 地域密着型介護老人福祉施設 ・ 地域包括支援センター | <ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅サービス事業 ・ 地域密着型サービス事業 ・ 居宅介護支援事業 ・ 介護予防サービス事業 ・ 地域密着型介護予防サービス事業 ・ 介護予防支援事業 |

4

養介護施設従事者等の通報義務

虐待を受けたと思われる高齢者を発見したら



市町村へ通報

- **養護者による虐待【家庭内虐待】** (高齢者虐待防止法第7条)
 - ・生命又は身体に重大な危険がある場合 → **通報義務**
 - ・それ以外の場合 → **努力義務**
- **養介護施設従事者等による虐待【施設内虐待】** (同法第21条)
 - **従事者等本人が従事する施設等で発見** → **通報義務**
※生命等への重大な危険の有無に関わらず、**通報義務がある。**
 - **それ以外で発見**
 - ・生命又は身体に重大な危険がある場合 → **通報義務**
 - ・それ以外の場合 → **努力義務**

5

通報者の保護

(高齢者虐待防止法第21条)

- **守秘義務との関係**
秘密漏示罪や 守秘義務違反に問われることはない。
- **不利益取扱いの禁止**
通報したことを理由として 不利益な扱いを受けない。



(解雇, 降格, 減給など)

※いずれも, 虚偽・過失を除く。

早期発見・早期対応をはかるため

虐待と疑われる事案が発生したときこそ・・・

適切なケア・サービスの提供ができていないか確認・検討を!

6

身体的拘束等に対する考え方

※例外的に身体的拘束等を行う場合の適用規定がある介護保険施設等（特養、老健、介護医療院、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護等）以外の介護サービスについては、身体的拘束等は例外なく認められない

身体拘束の具体例

- ①徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

出典：厚生労働省 身体拘束ゼロ作戦推進会議，身体拘束ゼロへの手引き，2001，p. 7.

適用規定がある介護保険施設等においても「緊急やむを得ない場合」の適正な手続きを経ていない身体的拘束は、原則として高齢者虐待に該当します

1

身体的拘束等に対する考え方

「緊急やむを得ない場合」に該当する3要件（全て満たすことが必要）

- 切迫性：利用者本人または他の利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合
- 非代替性：身体拘束以外に代替する介護方法がないこと
- 一時性：身体拘束は一時的なものであること

以下の措置が講じられていない場合、身体拘束廃止未実施減算が適用される

令和6年介護報酬改定 1. (6) ② 身体的拘束等の適正化の推進②

| 単位数 | 【短期入所系サービス★、多機能系サービス★】 |
|------------|---|
| <現行> なし | <改定後> 身体拘束廃止未実施減算 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設） <small>※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、短期入所系・多機能系サービスは所定単位数から平均して9単位程度/日の減算となる。</small> |

| 算定要件等 |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ 身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置が講じられていない場合<ul style="list-style-type: none">・ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること・ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること○ 全ての施設・事業所で身体的拘束等の適正化が行われるよう、令和6年度中に小規模事業所等における取組事例を周知するほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に身体的拘束等の適正化に関する取組状況を追加する。また、指定権者に対して、集団指導等の機会等にて身体的拘束等の適正化の実施状況を把握し、未実施又は集団指導等に不参加の事業者に対する集中的な指導を行うなど、身体的拘束等の適正化に向けた取組の強化を求める。 |

2

虐待防止規定

運営基準改正における虐待防止規定の創設

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第9号)

趣旨

全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づける。

改正の内容

1 基本方針

入所者・利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない旨を規定。

2 運営規程

運営規程に定めておかななければならない事項として、「虐待の防止のための措置に関する事項」を追加。

3 虐待の防止

虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない旨を規定。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること
- ② 虐待の防止のための指針を整備すること
- ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること
- ④ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

施行期等 ※経過措置期間の終了

施行日：令和3年4月1日（施行日から令和6年3月31日までの間、経過措置を設ける）

3

以下の措置が講じられていない場合、高齢者虐待防止措置未実施減算が適用される

令和6年介護報酬改定

1. (6) ① 高齢者虐待防止の推進①

概要

【全サービス（居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く）】

- 利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、全ての介護サービス事業者（居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く。）について、虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。その際、福祉用具貸与については、そのサービス提供の態様が他サービスと異なること等を踏まえ、3年間の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】
- 施設におけるストレス対策を含む高齢者虐待防止に向けた取組例を収集し、周知を図るほか、国の補助により都道府県が実施している事業において、ハラスメント等のストレス対策に関する研修を実施できることや、同事業による相談窓口について、高齢者本人とその家族だけでなく介護職員等も利用できることを明確化するなど、高齢者虐待防止に向けた施策の充実を図る。

単位数

<現行>
なし

<改定後>

高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設）

※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、所定単位数から平均して7単位程度/（日・回）の減算となる。

算定要件等

- 虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合（新設）
 - ・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - ・ 虐待の防止のための指針を整備すること。
 - ・ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
 - ・ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

要介護施設従事者等による高齢者虐待の類型

◇養介護施設従事者等による高齢者虐待類型（例）◇

| 区分 | 具体的な例 |
|----------------|---|
| i 身体的虐待 | <p>① 暴力的行為（※1）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。 ・ぶつかって転ばせる。 ・刃物や器物で外傷を与える。 ・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。 ・本人に向けて物を投げつけたりする。 <p>など</p> <p>② 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医学的診断や介護サービス計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。 ・介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。 ・車椅子やベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。 ・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる。 ・家族からの要望等で、高齢者の自宅に外鍵をかけて外出できないようにする。 ・通所サービスの送迎時に、無理やり車両に乗降させる、身体を強く引っ張る。 <p>など</p> <p>③ 「緊急やむを得ない」場合以外の身体的拘束・抑制</p> |
| ii 介護・世話の放棄・放任 | <p>① 必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入浴しておらず異臭がする、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。 ・褥瘡（床ずれ）ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。 ・おむつが汚れている状態を日常的に放置している。 ・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。 ・健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）に長時間置かせる。 ・室内にごみが放置されている、鼠やゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。 <p>など</p> <p>② 高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療が必要な状況にもかかわらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。 ・処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。 ・介護提供事業者等からの報告・連絡等を受けていたにもかかわらず、高齢者の状態変化に伴う介護計画等の見直しを怠る。 <p>など</p> <p>③ 必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く。 ・必要なめがね、義歯、補聴器等があっても使用させない。 <p>など</p> <p>④ 高齢者の権利を無視した行為又はその行為の放置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防的の手立てをしていない。 ・高齢者からの呼びかけに対し「ちょっと待ってね」等と言い、その後の対応をしない。 ・必要なセンサーの電源を切る。 <p>など</p> <p>⑤ その他職務上の義務を著しく怠ること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設管理者や主任等が虐待の通報義務や虐待防止措置義務を怠る。 <p>など</p> |

※高齢者虐待防止マニュアル（厚生労働省R5年3月）より抜粋

| 区分 | 具体的な例 |
|-----------|--|
| iii 心理的虐待 | <p>① 威嚇的な発言、態度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・怒鳴る、罵る。 ・「ここ（施設・居宅）にいられなくしてやる」、「追い出すぞ」などと言いつす。など <p>② 侮辱的な発言、態度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排せつの失敗や食べこぼしなど老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する。 ・日常的にからかったり、「死ね」など侮蔑的なことを言う。 ・排せつ介助の際、「臭い」、「汚い」などと言う。 ・子ども扱いするような呼称で呼ぶ。など <p>③ 高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「意味もなくコールを押さないで」、「なんでこんなことができないの」などと言う。 ・他の利用者に高齢者や家族の悪口等を言いふらす。 ・話しかけ、ナースコール等を無視する。 ・高齢者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。 ・高齢者がしたくともできないことを当てつけにやってみせる（他の利用者にやらせる）。 <p>など</p> <p>④ 高齢者の意欲や自立心を低下させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。 ・自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする。 <p>など</p> <p>⑤ 心理的に高齢者を不当に孤立させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。 ・理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。 ・面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。 <p>など</p> <p>⑥ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車椅子での移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。 ・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。 ・入所者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。 ・本人の意思に反した異性介助を繰り返す。 ・浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする。 <p>など</p> |
| iv 性的虐待 | <p>○ 本人への性的な行為の強要又は性的羞恥心を催すあらゆる形態の行為。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性器等に接触したり、キス、性的行為を強要する。 ・性的な話しを強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）。 ・わいせつな映像や写真を見せる。 ・本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。 ・排せつや着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸にしたり、下着のまままで放置する。 ・人前で排せつをさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしない。 <p>など</p> |

| 区分 | 具体的な例 |
|---------|---|
| v 経済的虐待 | <p>○ 本人の合意なしに^(※2)、又は、判断能力の減退に乗じ、本人の金銭や財産を本人以外のために消費すること。あるいは、本人の生活に必要な金銭の使用や本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する。 ・ 金銭・財産等の着服・窃盗等（高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない）。 ・ 立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。 ・ 日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。 <p>など</p> |

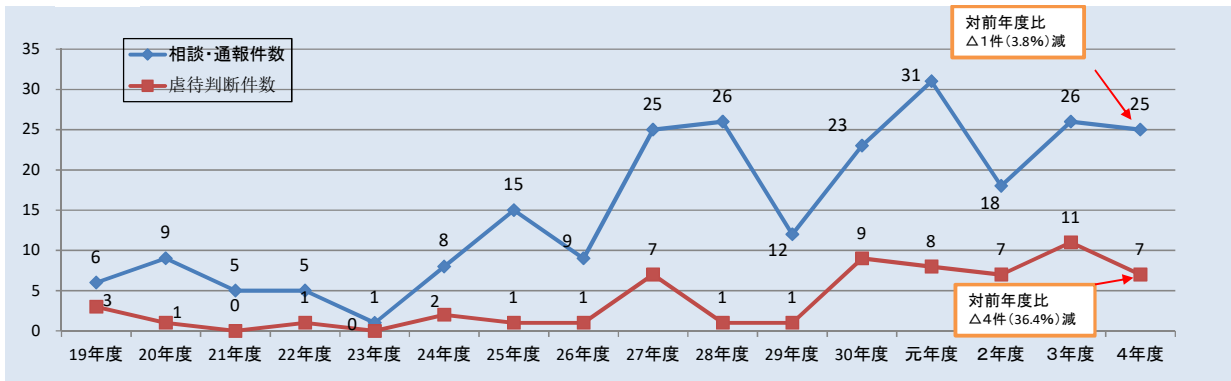
(※1) 身体的虐待における暴力的行為とは、刑法上の「暴行」と同様、高齢者の身体に接触しなくても、高齢者に向かって危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為があれば、身体的虐待と判断することができます。

「暴行とは人に向かって不法なる物理的勢力を発揮することで、その物理的力が人の身体に接触することは必要でない。例えば、人に向かって石を投げ又は棒を打ち下せば、仮に石や棒が相手方の身体に触れないでも暴行罪は成立する」（東京高裁判決昭和25年6月10日）。

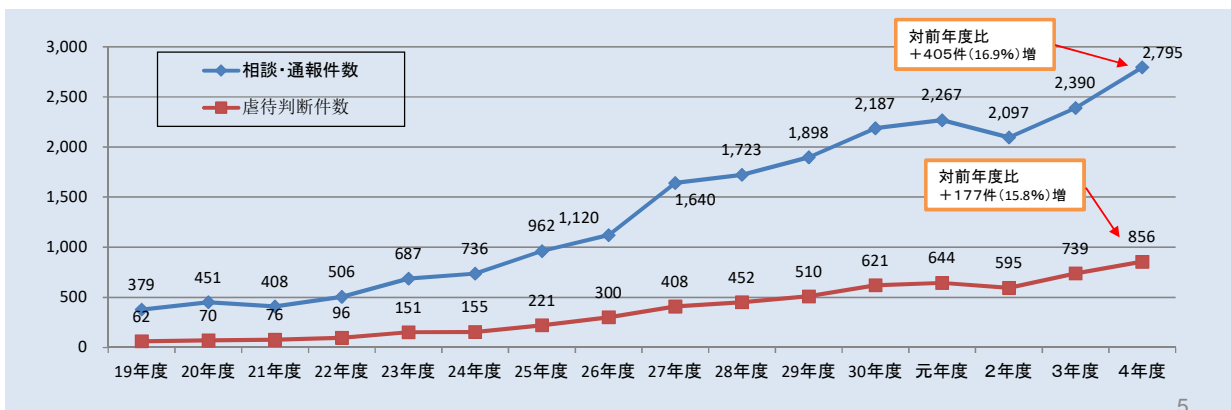
(※2) 本人の合意の有無については、認知症などで金銭管理状況や用途について理解の上で同意する能力がない場合や、養護者または親族との関係性・従属性や従来の世帯の状況から、異議を言えず半ば強要されている場合等がありますので、慎重な判断が必要です。

参考：社団法人 日本社会福祉士会、市町村・都道府県のための養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の手引き、中 2012, p5-7. を基に作成。

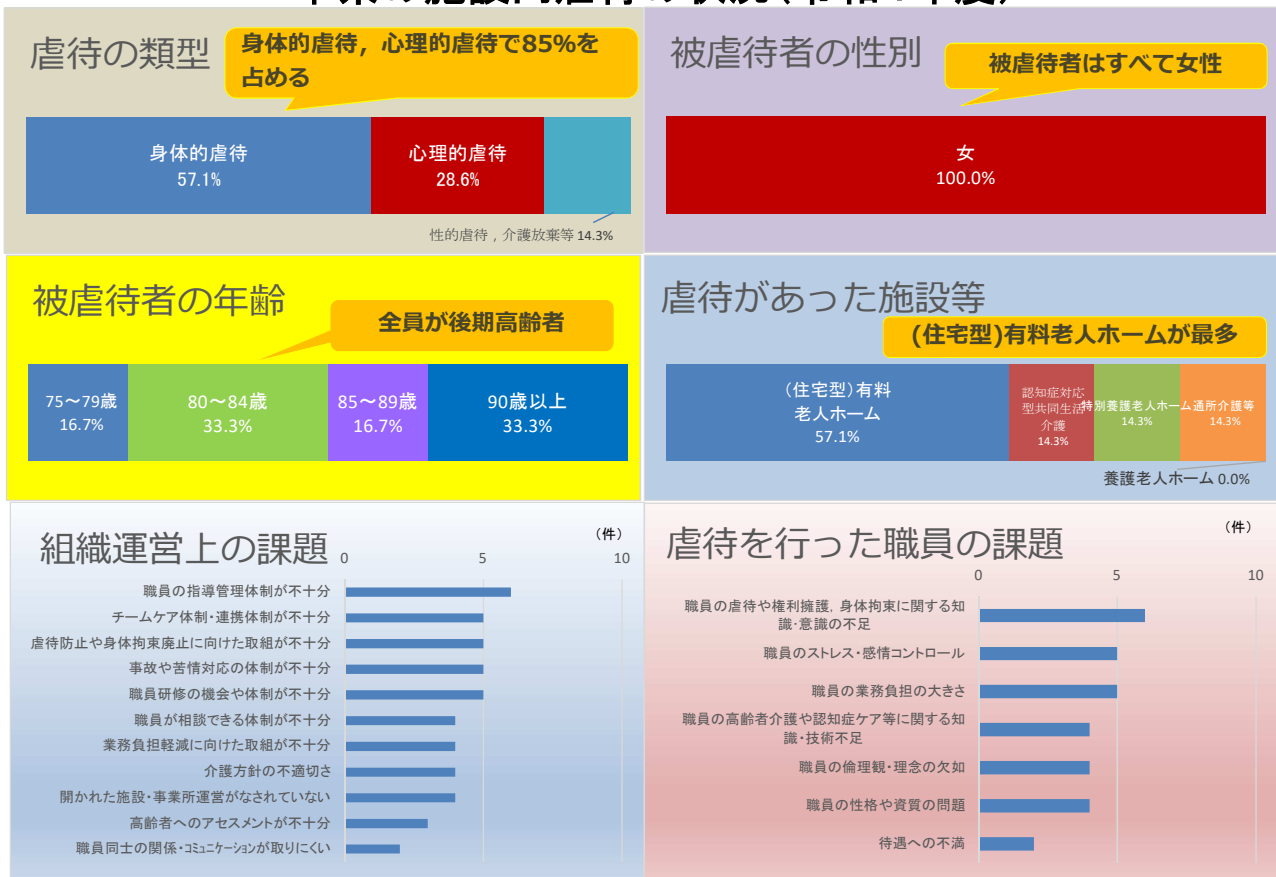
本県 養介護施設従事者等による虐待の状況



全国



本県の施設内虐待の状況(令和4年度)



高齢者虐待の発生要因等について

2 要介護施設従事者等による高齢者虐待の発生要因（複数回答）

| 内容 | 件数 | 割合（％） |
|-----------------------------|------|-------|
| 教育・知識・介護技術等に関する問題 | 480件 | 56.1 |
| 職員のストレスや感情コントロールの問題 | 197件 | 23.0 |
| 虐待を助長する組織風土や職員間の関係の悪さ、管理体制等 | 193件 | 22.5 |
| 倫理観や理念の欠如 | 153件 | 17.9 |
| 人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ | 99件 | 11.6 |
| 虐待を行った職員の性格や資質の問題 | 85件 | 9.9 |
| その他 | 30件 | 3.5 |

（注）都道府県が直接把握した事例を含む 856 件に対するもの。

3 虐待のあった施設等の過去の指導・虐待発生の状況

| | 件数 | 割合（％） |
|-------------------|-----|-------|
| 当該施設等における過去の虐待あり | 182 | 21.3 |
| 当該施設等に対する過去の指導等あり | 232 | 27.1 |

9

毎日新聞R5.12.6

朝日新聞R5.12.24

入居90歳暴行死疑い 大阪府警 特養職員逮捕

大阪府東大津市の特別養老入ホームで入居者の高齢男性を暴行して死なせたとして、大阪府警が、この施設の元職員、白井宏次朗容疑者（31）大阪府吹田市IIを施設致死の疑いで逮捕した。白井容疑者から暴行を受けたと訴える入居者が他にもおり、府警が捜査している。

大阪府警は2020年12月20日夜、21日早朝、当時職を移っていた特別養老入ホーム「オスだいすき倶楽部」東大津市池田町3区へ入所していた福田功さん（死亡時89歳）の胸を何らかの方法で圧迫、胸骨や肋骨骨折を折る疑いで、翌21年3月に呼吸不全で死亡させたとしている。白井容疑者は「体のどこかに当たったかもしれないが、骨折の原因は分からない」と捜査を否認しているという。

府警捜査一課によると、施設側が昨年4月、入居する別の男性（97）が白井容疑者に殴られたとして府警に相談していた。その捜査の過程で福田さんの不審死が浮上り、捜査員は福田さんの暴行によるものだとの見えを導き、事件現場に福田さんを捜していた白井容疑者の胸が浮かんできたという。白井容疑者は「施設側を白紙で追放していい」「警察が、林がまき」

介護施設で高齢者虐待 最多 昨年度 15%増の86件、死者8人

介護施設の職員らによる高齢者への虐待は2022年度に856件（前年度比15.9%増）となり、06年度の調査開始以来で最多だった。厚生労働省が発表した。回答が相次ぐ通報を促しては、虐待と判断される事例が増えている。

厚生労働省は、虐待防止に関する調査の結果を21年度から施設運営の基準に加え、来年度から義務化する。「職員研修や相談窓口の設置を進め、虐待事例が顕在化した場面もある」（担当官）と33.0%、「介護等放棄」が23.2%と高い。施設別では、特別養老入ホームが7.4件（前年度比16.9%増）と過去最多だった。

一方、家族らによる虐待は1万6669件。前年度比1.5%増と2年ぶりに増えた。32人入所しなくなった。

介護施設の職員らによる虐待は2022年度に856件（前年度比15.9%増）となり、06年度の調査開始以来で最多だった。厚生労働省が発表した。回答が相次ぐ通報を促しては、虐待と判断される事例が増えている。

6

令和6年度高齢者権利擁護(虐待防止)推進事業における事業者向け研修開催の案内について

1 目的

県では、介護施設等（介護保険法第8条各項に規定される事業、老人福祉法第5条の3に規定される「老人福祉施設」及び同法第29条に規定される「有料老人ホーム」をいう。）の従事者や管理者等を対象に、高齢者虐待防止法の趣旨の理解、高齢者虐待の未然防止、早期発見、虐待等への迅速かつ適切な対応を図る観点から、介護現場における高齢者の権利擁護及び虐待防止のために必要な人材を養成することを目的に次の研修を開催します。

2 実施主体

鹿児島県

3 研修内容

(1) 講師養成研修（委託先：鹿児島県老人福祉施設協議会）

事業所内における定期的な虐待防止検討委員会及び従業者に対する研修等の開催について、企画立案、運営等を担う高齢者の権利擁護のために必要な人材を養成する。

- 開催時期：令和6年8月1日、8月2日（同一カリキュラムで開催）
- 開催方法：Zoomオンライン方式
- 申込方法等の詳細は、[県老人福祉施設協議会ホームページに掲載予定](#)

令和3年度の厚生労働省告示、基準省令改正により、令和6年度からすべての介護サービス事業者において高齢者虐待防止のための検討委員会の開催、指針の整備及び従業者に対する定期的な研修の実施等が義務化され、**虐待防止のための担当者を設置する必要があります。**

（設置されない場合は基準違反が問われることになる。当研修は義務研修の該当外ではあるものの、その担当者養成のための研修と位置づける。）

(2) 権利擁護推進員養成研修（委託先：鹿児島県老人福祉施設協議会）

介護施設等（地域密着型施設、有料老人ホーム等を含む）の施設長、介護主任等の指導的立場にある者（2名1組）を対象に、講義・演習・自施設実習を通じて高齢者虐待防止法の理解、虐待の未然防止や早期発見に向けた取組及び利用者の権利擁護のための取組を指導する人材を養成する。(1)の研修の理解をさらに深めるもの。

- 開催時期：令和6年9月25、26日及び12月5,6日
- 開催方法：集合研修を基本
- 申込方法等の詳細は、[県老人福祉施設協議会ホームページに掲載予定](#)

(3) 看護職員研修（委託先：鹿児島県看護協会）

介護施設等の看護職員を対象に、講義・演習を通じて、高齢者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援し、権利擁護に必要な援助等を介護施設・サービス事業所・地域等において、実践できる人材を養成する。

- ・開催時期：令和6年7月4、5日
- ・開催方法：集合研修を基本
- ・研修内容、申込み方法等は、「[鹿児島県看護協会研修管理システムマニュアル](#)」にて御確認ください。
[研修詳細 - manaable（外部サイトへリンク）](#)

4 受講対象施設等

(1) 居宅サービス事業所

訪問介護・訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリ、通所介護、通所リハビリ、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売事業所、及び居宅介護支援事業所など

(2) 地域密着型サービス事業所

定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護（看護小規模多機能型居宅介護を含む。）、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所など

(3) 介護施設及び老人福祉施設

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅など

(参考)

国が実施した令和4年度の高齢者虐待対応状況等に関する調査結果においては、養介護施設従事者等による高齢者虐待の発生要因として「教育・知識・介護技術等に関する問題」が最も多く、虐待の事実が認められた施設・事業所のうち、約3割が過去に何らかの指導等を受けており、過去にも虐待事例が発生していたケースが約2割あったと公表されております。事業者におかれましては、従事者の積極的な参加に努めるようお願いします。

提出・問い合わせ先

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
鹿児島県保健福祉部高齢者生き生き推進課介護保険室保険者指導係